

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	企画部 令和3年度分(必要に応じて令和2年度分)事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 3 年 10 月 25 日
提出日(最新提出日)	令和 4 年 4 月 28 日
担 当	企画部 総合政策課 (TEL 2932)

指摘事項	措 置 状 況
<p>1 適正な財務会計事務の執行について 岐阜市物品管理規則第14条は、「物品取扱員は、物品の納入があったときは、その契約条件の充足等につき検査のうえ受領し、支出命令書又は注文書兼請求内訳書の検収欄に認印を押さなければならない。」と規定している。</p> <p>しかしながら、統計分析課では、物品の納入があったとき物品取扱員に任命されていない職員が検収し、検収欄に認印を押しているものがあった。</p> <p>今後は、岐阜市物品管理規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。</p>	<p>会計年度任用職員の物品取扱員登録が漏れていた案件であったが、指摘後、速やかに登録を行った。また、物品の納入があった場合は、必ず物品取扱員が検収、押印するよう課内の研修において周知徹底した。</p> <p>令和4年度も当初より登録を行い、適正な物品出納事務の執行に努めている。</p>